

山形県高校教育改革推進会議設置要綱

(目的)

第1条 本要綱は、文部科学省が示した高校教育改革に関する基本指針の趣旨を踏まえ、本県における高校教育改革の実行計画の策定及びその推進に当たり、県及び県教育委員会と産業界、大学等の関係団体との連携及び協力を図るとともに、知事意思決定に資する意見及び助言を得るため、山形県高校教育改革推進会議（以下「推進会議」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、知事の求めに応じ、次に掲げる事項について意見を述べ、又は助言を行うものとする。

- (1) 産業界、大学、関係団体等からの意見聴取に関する事項
- (2) 改革先導拠点校の改革内容に関する事項
- (3) 高校教育改革の実行計画案に関する事項
- (4) 実行計画の推進に係る連携及び協力体制の構築に関する事項
- (5) 実行段階における進捗状況の検証及び改善に関する事項
- (6) その他知事が必要と認める事項

2 高校教育改革に係る方針、実行計画その他重要事項の決定は、知事が行うものとする。

(設置)

第3条 推進会議は、高校教育改革の推進に関し、知事が必要と認める期間、設置する。

2 知事は、その目的を達成したと認めるときは、推進会議を廃止することができる。

(組織)

第4条 推進会議は、知事が主催し、次に掲げる者を委員として構成する。

- (1) 産業界の代表者
- (2) 大学等の教育機関及び教育関係団体の代表者
- (3) 金融関係団体の代表者
- (4) 地方公共団体関係団体の代表者
- (5) 教育委員
- (6) その他知事が必要と認める者

2 推進会議に会長を置き、知事をもって充てる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(委員の委嘱)

第5条 委員は、知事が委嘱する。

2 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要と認めるときに招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 委員は、高校教育改革に関し、専門的見地又は所属する団体等の立場から意見を述べるものとする。

4 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承

認を得て、代理の者を出席させることができる。

- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の求めに応じ、専門的事項について意見を整理し、又は助言を行うものとする。

(地域の意見聴取の場)

第8条 推進会議は、地域の意見を把握し、高校教育改革に係る施策の検討に資するため、次に掲げる意見聴取の場を活用するものとする。

- (1) 学区別懇談会
- (2) 市町村教育長懇談会
- (3) 私立学校代表との懇談
- (4) その他知事が必要と認める意見聴取の場

- 2 前項の意見聴取の場における意見は、推進会議において整理し、会長に報告するものとする。

(意見の整理)

第9条 会長は、推進会議において述べられた意見を整理し、必要に応じて総合教育会議に報告するものとする。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、山形県教育局高校教育課及び教育政策課において処理する。

(雑則)

第11条 本要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則 この要綱は、令和8年7月8日から施行する。